

## 町田市地域公共交通会議設置要領の一部改正案について

### 1. 背景

現在、町田市地域公共交通会議設置要領では、「委員会は、委員18人以内をもって組織する。」とし、現委員は17人となっている。そのうち、金森地区コミュニティバスかわせみ号の運行事業者である、神奈中タクシー株式会社が委員に入っていないため、神奈中タクシー株式会社を委員に追加したいという改正案である。

### 2. 改正内容

町田市地域公共交通会議設置要領の新旧対照表（資料2-2）を参照。  
改正後の「町田市地域公共交通会議設置要領（案）」は資料2-3の通り。

### 3. 改正日

2025年3月21日（適用日は2025年3月21日）

新旧対照表（「町田市地域公共交通会議設置要領」の改正について）

改正後（2025年3月21日改正）	改正前（2023年11月22日改正）
<p style="text-align: center;">町田市地域公共交通会議設置要領</p> <p>別表（第3関係）</p> <p>学識経験を有するもの 1人</p> <p>国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員 1人</p> <p>東京都建設局南多摩東部建設事務所の職員 1人</p> <p>警視庁町田警察署の職員 1人</p> <p>警視庁南大沢警察署の職員 1人</p> <p>路線バス事業者の代表 <u>4人以内</u></p> <p>タクシー事業者関係団体の代表 <u>1人</u></p> <p>一般社団法人東京バス協会の代表 1人</p> <p>市内の有償運送実施団体の代表 1人</p> <p>市内の障がい者団体の代表 1人</p> <p>市内の高齢者団体の代表 1人</p> <p>町田市町内会・自治会連合会の代表 1人</p> <p>市民団体などの代表 2人以内</p> <p>都市づくり部長</p>	<p style="text-align: center;">町田市地域公共交通会議設置要領</p> <p>別表（第3関係）</p> <p>学識経験を有するもの 1人</p> <p>国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員 1人</p> <p>東京都建設局南多摩東部建設事務所の職員 1人</p> <p>警視庁町田警察署の職員 1人</p> <p>警視庁南大沢警察署の職員 1人</p> <p>路線バス事業者の代表 <u>3人以内</u></p> <p>タクシー事業者関係団体の代表 <u>2人以内</u></p> <p>一般社団法人東京バス協会の代表 1人</p> <p>市内の有償運送実施団体の代表 1人</p> <p>市内の障がい者団体の代表 1人</p> <p>市内の高齢者団体の代表 1人</p> <p>町田市町内会・自治会連合会の代表 1人</p> <p>市民団体などの代表 2人以内</p> <p>都市づくり部長</p>

○町田市地域公共交通会議設置要領（改正案）

平成28年4月1日

施行

平成29年12月1日

要領移行

令和1年7月3日

改正

令和5年11月22日

改正

令和7年3月21日

改正

都市づくり部交通事業推進課

## 第1 設置

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の4第1項第5号及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項の協議を行うため、道路運送法施行規則第4条の2第1項及び第2項並びに第51条の7の規定に基づき、町田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

## 第2 役割

交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 適切な乗合旅客の運送の様態等に関する事項
- (2) 道路運送法施行規則第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## 第3 組織

- 1 委員会は、委員18人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

#### 第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

#### 第5 会長

- 1 交通会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第6 会議

- 1 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 道路運送法第79条の4第1項第5号及び道路運送法施行規則第4条第2項の協議は、原則として委員の全員の合意をもって調ったものとする。ただし、これによることが困難であるときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって、同条の協議が調ったものとする。

#### 第7 庶務

交通会議の庶務は、都市づくり部交通事業推進課において処理する。

#### 第8 委任

この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通

会議に諮って定める。

## 附 則

この要領は、令和5年11月22日から施行し、令和5年10月1日に遡及して適用する。

### 別表（第3関係）

学識経験を有する者 1人

国土交通省関東運輸局東京運輸支局の職員 1人

東京都建設局南多摩東部建設事務所の職員 1人

警視庁町田警察署の職員 1人

警視庁南大沢警察署の職員 1人

路線バス事業者の代表 ~~3~~4人以内

タクシー事業者関係団体の代表 ~~2人以内~~1人

一般社団法人東京バス協会の代表 1人

市内の有償運送実施団体の代表 1人

市内の障がい者団体の代表 1人

市内の高齢者団体の代表 1人

町田市町内会・自治会連合会の代表 1人

市民団体等の代表 2人以内

都市づくり部長